

(別記)

令和5年度登米市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 土地条件等

登米市は宮城県の北東部に位置し、東は気仙沼市、西に栗原市、南は石巻市、遠田郡、北は岩手県に接している。西部には丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯となり、その間を広大平坦で肥沃な登米耕土が広がっている。総面積 536.12 km²のうち、35%にあたる 188.1 km²を農用地とし、その 90%を水田として利用する県下でも有数の穀倉地帯となっている。

(2) 生産条件等

登米市の水田農家戸数（配分対象農家戸数）は、平成 23 年度末には、10,746 戸で全戸数の 41%を占めているが、令和 4 年度末では 9,540 戸で年々減少傾向にある。同じように総世帯数に占める農家数の割合も低下が続いており、混在化が進んでいる。これら離農農家の多くは、農地流動化の進展に基づく利用権の設定等による資格喪失と考えられ、それに伴い、近年 5 ha 以上の大規模農家が増加している。

登米市全体の認定農業者数は、平成 23 年度末で 951 経営体（個人：887、法人：64）となっており、大部分が水田農業における主体的な担い手として位置付けられている。なお、令和 4 年度当初においては、763 経営体（個人：649（前年対比 22 減）、法人：114（対前年比 3 増））となっており、経営体全体では減少傾向となっているが、法人の経営体については増加となっている。

また、主に認定農業者等で構成される生産組織については、水稻という単一作目によらず、生産調整との絡みの中で、麦・大豆・野菜の全作業受託等、多作目による複合経営を展開している。今後は、組織経営体としての経営所得安定対策加入要件を満たすべく法人化への進展が期待されている。

しかし、これら地域の中核を担う農業者についても高齢化が進んでおり、後継者育成が早急な課題となっている。

(3) 営農形態

営農形態は、水稻を基幹作物とし、これに畜産が結合する複合経営が大勢を占めていたが、近年では、生産調整規模の拡大に伴い水稻と土地利用型作物との複合経営を目指す生産組織が核となり、麦・大豆等の本作化が進められている。また、併せて通年就農の確立を目指し、鉄骨ハウス等を利用した施設園芸も伸びを見せており、こうした労働集約型作物が新たな複合経営の柱となりつつある。

(4) 生産基盤の整備状況

登米市の農業農村整備事業は、昭和 40 年代後半から国営かんがい排水事業を中心に基幹用排水施設の整備を進めてきた。それに合わせて末端施設の整備を進め、用排水不良や農道の不備といった農業経営の阻害要因を解消してきた。その結果、平成 27 年度末の水田整備率は、84%と県平均整備率 68%を大きく上回っており、このうち 50a 以上の大区画整備率は、33%となっている。大区画ほ場整備事業の実施により生産基盤の整備を行うとともに農地の利用集積を推進している。地域別にみると米山地区と石越地区が計画面積に対し 100%の進捗となっている。

(5) 水田の利用状況

登米市の水田面積は令和4年度で15,527haあり、そのうち水稲作付面積は、8,747ha（減収分を考慮した数値）となっている。

また、水田を活用した転作作物については、大豆、麦、飼料作物等の土地利用型作物を中心に作付けが行われおり、近年は、主食用米の生産数量目標の減少に伴い米形態の転作作物である飼料用米、備蓄米、加工用米、新市場開拓用米の作付けが増加している。

（6）地域の課題等

競争力のある水田農業を確立するためには、担い手への農地集積を図り規模拡大を推進するとともに直播栽培等を推進し水稲生産の一層の生産コストの低下を図る必要がある。また、主食用米の作付け目標の減少に伴い、水田の収益力強化に向けて、麦、大豆、飼料作物を転作の基幹作物として推進するとともに、米対応の転作作物である備蓄米、加工用米、飼料用米、新市場開拓用米及び野菜の作付けの推進も必要となっている。

耕作放棄地の状況については、平成26年度は325.7haで、全農地の1.0%を占めている。耕作放棄地の割合の高い地区は津山地区21.3%、東和地区14.7%となっており、中山間地域で多くなっている。令和3年度では、347.8ha（うち田：161.5ha）と増加傾向にあり、その解消と発生防止が急務となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

登米市は、主食用米偏重の農業構造となっていることから、転作作物についても、飼料用米、新市場開拓用米といった水稲形態の作物が中心となっている。米価の安定及び農家所得の向上のため、国の野菜指定産地となっているきゅうりやキャベツを中心に、加工及び業務用としての需要が見込まれるばれいしょ、トマトのほか、たまねぎ、ねぎ、えだまめ、ほうれんそうを「園芸重点振興作物」として助成を行うほか、新たに園芸作物の二毛作への助成を行うことで、高収益作物の作付への誘導及び農家の収益力の向上につなげていく。

また、農畜産物の付加価値を高めるため、環境保全型農業、耕畜連携による資源循環型農業等により、「登米ブランド認証制度」を平成19年度から実施しており、他地域の産品との差別化を図り、地域の特色ある産品の産地の魅力を積極的に情報発信している。新たな市場及び需要の開拓として、平成30年から新市場開拓用米の取組を積極的に推進しているが、近年、他地域での取組も増加し、産地間競争が発生していることから、低コスト化、多収系品種の取組を図り、競争力の高い水田農業の実現に向けて推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

登米市の状況として農家の高齢化が進み、遊休農地の増加及び借り手農家より貸し手農家が多いことから、農地の有効利用、担い手農家への集積化を図ることがなお一層必要となっている。また、貸付農地は、ほ場整備を行った農地だけでなく、開田などといった未整備農地も数多くあり、作付できる作物に限られる農地もあることから、担い手への集積が進まない一つの原因となっている。

特に、今後水田での転作を進めていく上で5年に1度は水張りをする必要があり、多年生牧草においては、収穫のみの場合は水田活用の直接支払交付金の交付額が減額となったことなど、水張りが困難な農地においては、収益力の低下による耕作放棄等が懸念される。令和4年においては、転作面積（米形態を除く）は市内の農地の約25パーセントで取り組まれており、中山間地域を中心に畑作物の作付けが定着している。

水張りが困難な農地について、今後畑地化推進事業を活用し、畑地化への切替えについて検討を進めていくが、対象農地については団地化された農地であることが必要であるため、生産組合、担い手農家への集積化を進めていくこととする。

また、引続き水田として転作を行っていく農地については、作付けする作物が固定化する傾向にあり、病害虫の発生、雑草の優占等の連作障害により、肥培管理に係るコストの増加及び収量の低下が懸念されている。

今後は水田活用の直接支払交付金の対象水田の現地確認及び本協議会のバックデータをもとに、地域の状況に応じ、団地化による肥培管理の一元化、ブロックローテーションの活用、休耕期及び間作における地力増進作物の作付けにより、収量の向上を進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米については、人口減少及び新型コロナウイルスの流行による消費の減退に伴う生産調整面積の拡大等により担い手を中心とした農業経営に深刻な影響を与えている。

このような状況の中で、本地域の基幹作物として、良質米の主産地として売れる米づくりを意識した「食の安全・安心」への取り組みを強化するため、ひとめぼれ・ササニシキを中心とした品種構成のもと、農協が推奨する環境保全米への作付け誘導やトレーサビリティの徹底を図る。

また、地域担い手への農地集積が進み、農地の高度利用が図られ、スケールメリットや新技術の確立などによる直播栽培等の低コスト生産が実現されているがこれをさらに進めることとする。併せて土づくりや施肥設計の改善、水管理の徹底、適期防除等栽培技術の励行と農家意識の高揚に努め、多様化する消費者ニーズに応え得る良質米の生産を行い、激化する産地間競争に対応していくこととする。

なお、米価安定のため需要に応じた主食用米の生産が必要であることから、県から通知を受けた米の生産の目安を作付け目標として推進する。

(2) 備蓄米

備蓄米については、生産量の確保等の観点から多収系品種の活用を進め、販売枠の確保を維持するため一定程度の作付け維持に努める。

(3) 非主食用米

主食用米については消費の減退など需要の拡大が難しい状況であり、主食用米に変わる水田フル活用作物として、水田機能を有したままで取り組める米形態の転作作物である備蓄米、加工用米、飼料用米、新市場開拓用米等の生産を推進する。

ア 飼料用米

飼料用米については、米形態の取り組みであることから、生産調整の拡大とともに作付けを拡大してきた。また、新型コロナウイルスの影響により、主食用米の需要減少が生じ、米価の下落が懸念される中、水田活用の直接支払交付金等の活用により主食用米を作付けした場合と同等の所得を確保することができることから、現在、生産調整の中心的な役割を果たしている。

配合飼料の価格が高騰している中で、安定して調達が見込める自給飼料として重要性が高まっており、引き続き取組を推進していくこととする。

しかし、国は、一般品種の助成単価を令和6年産から段階的に引き下げ、多収品種への移行を促す方針を示していることから、一般品種による取組比率が高い登米市においては、作付面積が減少に転じることも想定される。

今後も生産の目安を基本とした主食用米の需給調整継続した取り組みが必要で、農家所得の向上を図るために、一般品種と比べ取組が難しいとされる多収品種への移行に向け、種子の確保、安定・多収栽培並びに省力栽培のポイント、更にはコンタミ（異品種混入）の防止策について、産地としての条件整備を進めながら、産地交付金等を最大限に活用できるよう、多収品種の取り組みを推進するとともに団地化・集積化により定着を図る。

イ 米粉用米

米粉用米については、水田の機能を残したまま生産調整に取り組める点や復元田における水田クリーニング効果等メリットを生かし推進する。尚、作付けにあたっては、産地交付金を活用し、複数年契約による安定した供給への取り組みを推進する。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米については、米形態で取り組める主要な転作作物である。近年産地間競争が激化しており、実需者との契約数量についても大幅な増加が難しい状況にあるが、水田の不作付地を解消し水田をフル活用する取り組みとして、多収系品種の活用も推進し、産地交付金を活用し、作付けの拡大を推進する。

エ WCS用稲

WCS用稲については、水田の機能を残したまま生産調整に取り組める点や復元田における水田クリーニング効果等メリットを生かし推進する。尚、作付けにあたっては、産地交付金を活用する。

オ 加工用米

加工用米については、国の生産数量目標の配分の廃止をうけ減少傾向にあるが、生産量の確保等の観点から多収系品種の活用を進め、販売枠の確保を維持するため一定程度の作付け維持に努める。備蓄米や飼料用米等の新規需要米との需給調整バランスをとりながら計画的な出荷体制の確立を図っていくものとする。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

麦については、全量民間流通に対応できる品質の向上を図るため、従来の基本的な技術の他に赤かび病防除の徹底、硝子率の測定分析による施肥改善等を積極的に実施し、産地交付金の活用により、集落内での徹底した話し合いに基づく土地利用集積を行い、作付けの団地化を促進していくものとする。

イ 大豆

大豆については、地域及び集落での話し合いによる充実した土地利用計画の下、受け手となる生産組織等が中心となり、本作化に向けた取り組みを徹底した結果、品質・収量とも県内有数の産地として位置づけられており、本市においては、タチナガハ及びミヤギシロメを中心に作付けされている。

特に、豆腐や油揚げの原材料として、タチナガハの評価が高く、今後はタチナガハ及びミヤギシロメを重点作物として推進し、各種補助金の活用による機械の導入を推進し、機械作業体系の確立による生産コストの低減及び安定した品質・収穫量を確保するための技術の徹底を図る。

また、取組にあたっては、産地交付金を活用するとともに、引き続き集落内での徹底した話し合いに基づく土地利用集積を行い、作付けの団地化を促進していくものとする。

ウ 飼料作物

飼料作物については、登米市農業経営の特徴である水稲と畜産を合わせた複合経営の中で、生産調整面積拡大による水田利用と粗飼料確保の両面から自家消費を目的とした小規模な個別転作形態による作付が約半数を占めている。畜産農家で構成される飼料作物専門の生産組織は、団地化等を図りながら効率的な管理を進めているが、構成員の自家消費にとどまっているのが現状である。

今後は、米の消費減退等による更なる生産調整規模の拡大が予想される中で、産地交付金を活用し団地化を推進するとともに水田の有効利用と耕畜連携の観点から、構成員以外の畜産農家との利用供給体制を推進し、収穫物の効果的利用と良質な粗飼料確保を目指すものとする。

(5) そば、なたね

そばについては、中山間地域等の条件不利地域の作物として、需要に応じた生産振興を図るとともに排水対策等の基本的技術の徹底による単収の向上や品質の向上を図りながら産地交付金を活用して推進を図る。なたねについては、令和4年では取組実績なし。

(6) 地力増進作物

麦、大豆、野菜等の作付けが固定化された場合、連作障害により収量の低下が発生し、肥培管理におけるコスト増といった課題が生じている。連作障害対策の1つとして、休耕期にソルガム、ヘアリーベッチ等の地力増進作物を作付けし、すき込むことで、土壤改良につながり、収量の向上を行うことが可能である。

今後は、休耕期や間作として地力増進作物を作付けすることにより、効率的な農地の活用及び肥培管理におけるコストの低下を図り、農作物の収量の向上につなげていくものとする。

(7) 高収益作物

野菜等の園芸作物については、畜産と共に複合部門の柱として位置づけられており、品目別に見ると、きゅうり、いちご、キャベツ、にら、かぼちゃ、ほうれんそう等が重点的に栽培されておりキャベツについては、広域的な産地指定として栽培面積の拡大を図ることとしている。

今後は、施設栽培による集約的な園芸を主体に、転作田を活用した土地利用型露地野菜の固定団地化と省力機械体系を促進し、生産性と品質の確保に努めるとともに、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全野菜にも着目するとともに、産地交付金を活用して作付けを推進し産地としての確立を目指すものとする。市内にある直売所並びに市内で生産された野菜、雑穀、花卉、果樹等の販売を行っているスーパーマーケット等の実需者に対しては、少量多品目の作付けにより消費者ニーズに応じた顔の見える農産物生産を奨励し、水田フル活用の観点から不作付地や耕作放棄地の解消を図り地産地消と食料自給率向上に努めていくものとする。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり